

# 平成27年12月定例会(第4回)

平成27年第4回定例会を12月8日から15日までの8日間の会期で開催しました。

本定例会では、平成27年度一般会計補正予算をはじめ、五霞町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定等15件の議案等が提出され、全ての議案が原案のとおり可決・採択されました。

これに先立ち、総務文教委員会、経済建設委員会を開催し、関連議案について審議しました。

また、町政全般にわたる一般質問には4名の議員が登壇し、町執行部の考えをただしました。



定例会において採択された請願について、地方自治法に基づき、意見書を内閣総理大臣等に提出しました。(なお、文章は要約して掲載しています)

## 「青少年健全育成基本法の制定」 を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題が指摘されています。

この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これらによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考え、国会及び政府に強く求めるものであります。